

## 土木系工事の提出書類の簡素化について

### (1) 簡素化の概要

新たに工事書類の簡素化に取り組む内容は、下記に示す4点です。

- ①施工計画書 : 当初請負金額 5,000 万円未満は、「簡易版」で提出  
簡易版の詳細は、次ページ参照 . . . . . 表1, 表2
- ②外注計画書等 : 下請契約報告書の廃止
- ③安全訓練の活動報告書 : 工事安全対策自己点検チェックリストのみ
- ④誘導員伝票写しの提出 : 提出不要

※既に簡素化を実施済のものは、表3のとおりです。

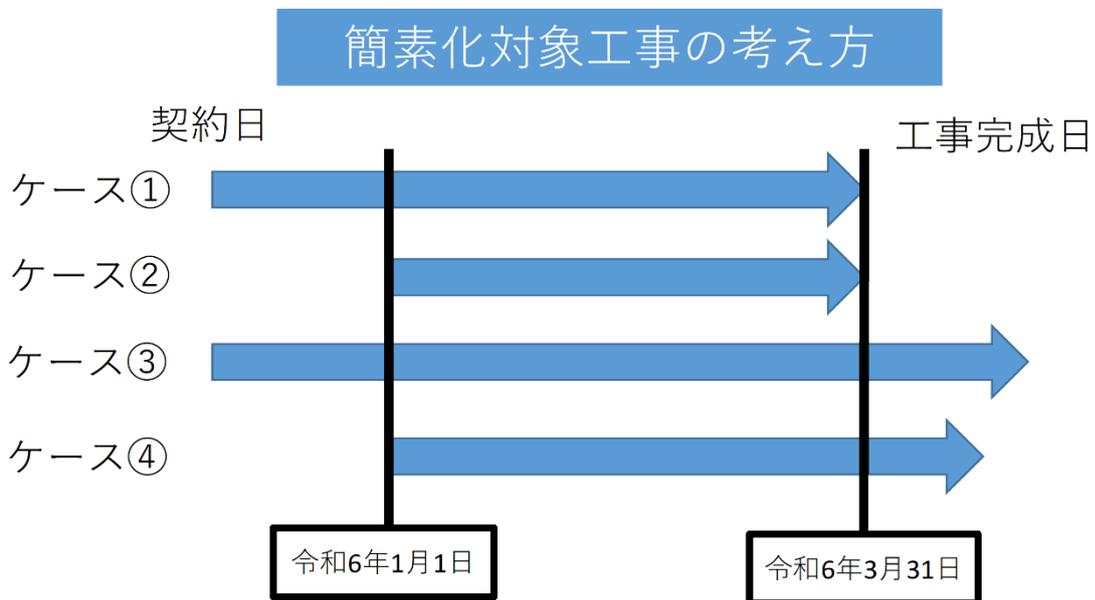
### (2) 適用要件と適用時期

令和6年1月1日以降に契約した土木系工事を対象とします。

なお、令和6年1月1日以前に契約し、令和6年度に繰越す工事については、令和6年1月1日以降に作成する工事書類に関し、適用するものとします。

また、令和5年度内に完了する工事（令和6年1月1日以降に工事を契約したものを含む）は、今回の簡素化の適用外になります。

下記に、イメージ図を添付していますので、参考にして下さい。



- ケース① : 1月1日以前に契約し、令和5年度内に完成する工事 【 × : 適用外 】
- ケース② : 1月1日以降に契約し、令和5年度内に完成する工事 【 × : 適用外 】
- ケース③ : 1月1日以前に契約し、令和6年度に完成する工事 【 △ : 一部適用 】  
ただし、施工中で、令和5年12月31日までに作成しておかなければならない書類がある場合は、それまでの書類は簡素化の適用とはなりません。
- ケース④ : 1月1日以降に契約し、令和6年度に完成する工事 【 ○ : 適用 】

### (3) 簡素化の具体的な内容

新たに簡素化する①～④の内容について、具体的な省略内容および提出が必要な書類を示します。

表1 令和6年1月より進める工事書類の簡素化の内容一覧

番号	項目	提出が必要な書類	省略内容
①	施工計画書	施工計画書	当初請負金額5千万円未満の工事は、「簡易版」を工事着手前に取りまとめて提出 ※表2参照
②	外注計画書等の廃止	—	下請契約報告書の廃止
③	安全訓練の活動報告書	①安全訓練等の活動報告書 ②工事安全対策自己点検チェックリスト ※以上2点ですが、完成時の工事写真には、実施状況の写真が必要です。	①参加者名簿(直筆)②実施状況写真の廃止
④	誘導員伝票の写し	—	提出不要(事前の打合せにて監督職員が集計表の内容をチェック)

表2 施工計画書の内容一覧

当初請負金額5千万円以上の工事	当初請負金額5千万円未満の工事(簡易版)
(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 ・ 工程管理計画 ・ 品質管理計画書 ・ 写真管理計画 ・ 出来形管理計画書 ・ 段階確認計画 ・ 品質証明計画 (9) 安全管理 ・ 安全訓練等の活動計画書 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・ 建設廃棄物処理計画書 ・ 建設発生土処分地計画書 ・ 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 (15) その他 (第三者保険・法定外労働保険の写し等) ※契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	(8) 施工管理計画 ・ 品質管理計画書 ・ 出来形管理計画書 ・ 段階確認計画 (9) 安全管理 ・ 安全訓練等の活動計画書 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ・ 建設廃棄物処理計画書 ・ 建設発生土処分地計画書 ・ 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 (15) その他 (第三者保険・法定外労働保険の写し等) ※契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

※材料承認願は材料使用前に別途提出し、承認(承諾)が必要。

※交通安全管理計画書は道路使用許可を要する場合に、道路使用許可を受けた時点で速やかに別途提出が必要。

表3 令和5年度より進めている工事書類の簡素化の内容一覧

番号	項目	提出が必要な書類	省略内容
1	コリンズの登録	—	システムから監督職員にメール送信されれば、発注者への提示や提出は不要
2	変更施工計画書の提出	①施工計画書 ②変更施工計画書	軽微な変更では不要、及び変更時の全体版は不要
3	施工体制台帳・施工体系図	①発注者と受注者の請負契約書 ②下請契約書（全て） ③元請技術者の資格及び雇用を証明するもの ④市外業者と下請契約を締結する場合は、「選定理由書」 ⑤作業員名簿	①建設業許可の写し（元請け・下請け共に不要） ②請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し ③監理技術者などの技術者届の写し ④見積依頼書の添付図面 ⑤技術者配置の要件以外の資格や実務経歴の写し （例：「資格内容」を1級土木施工管理技士と記載した場合の実務経験10年の証明） ⑥下請け技術者の資格・免許等の写し
4	建設廃棄物処理計画書	産業廃棄物処理業許可証（処分業・収集運搬業）の写し	①産業廃棄物処理契約書、②経路図、③写真
5	材料承認願	適マークの承認を得た工場のコンクリートを使用する場合は、配合計画書	骨材試験成績書、セメント試験成績表等
6	材料確認、段階確認、確認・立会	段階確認書、確認状況写真	監督職員等が臨場する場合の確認状況写真の撮影
7	材料確認書	設計図書に記載しているもの（※塗料、植栽（樹木類）、現場発生品は必要）	材料確認（材料確認書）は設計図書に記載しているもの以外
8	休日・夜間作業届	口頭、FAX、電子メールによる連絡。ただし、道路上の交通規制を伴う工事については提出	休日・夜間作業届
9	ICT活用技術	—	3次元出来形管理を行う場合の従来手法の出来形管理は不要
10	産業廃棄物管理票	工事打合せ簿 ※完成前までに集計表を作成し、「工事打合せ簿」に添付して提出	監督職員が原本を照合 マニフェスト（A・E表）の写し 提出不要
11	アスファルト品質試験	認定証の写し ※アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物	混合物のアスファルト抽出及び混合物の粒度分析試験
12	工事写真	工事写真	①排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真は撮影 ②黒板の文字が確認できれば、写真帳の添え書きは不要等